

平成 29 年 2 月 1 日
商 工 中 金

下請等中小企業の取引条件改善に取り組む 親事業者向け貸付制度の創設について

商工中金は、政府が下請等中小企業の取引条件改善に向け下請法運用基準等を改正したことを受け、下請事業者との取引条件改善に取り組む親事業者（中堅・中小企業）の資金調達ニーズに対し、独自の貸付制度を創設しました。

政府は、下請法運用基準等の改正とともに、全国の業界団体に対して、制度の周知徹底や法令遵守に向けた体制整備等、親事業者への指導を要請し、公正な取引の実現に向け運用の強化を図っています。

今後、親事業者側においては取引条件改善に取り組む必要性が高まり、相応の資金負担が生じることが想定されます。他方、下請事業者においては技術開発や設備投資に加え、賃上げや労働条件改善に取り組みやすくなり、ひいては消費マインドの向上や地域経済の活性化等を通じて、国内経済の好循環が生み出されることが期待されています。

こうしたことから、商工中金は、下請等中小企業の取引条件改善の促進及び経営力向上に資する対応として、親事業者に対し各種ソリューションや情報提供を行うとともに、独自の貸付制度を創設して資金面から後押しすることにしました。

商工中金は、下請等中小企業との取引条件改善に取り組む親事業者の金融の円滑化を通じて、地域経済の活性化に貢献してまいります。

【貸付制度の概要】

貸付対象	<ul style="list-style-type: none">・下請法運用基準等の改正に則った取引条件改善に適切に取り組むことにより資金負担の増加が見込まれる、親事業者である中堅・中小企業を対象とします。・具体的には、以下の要件のうちいずれかを満たす企業を対象とします。<ul style="list-style-type: none">① 1年以内に支払債務の減少または所要運転資金の増加（原則1億円以上）が見込まれること② 下請法運用基準等の改正により、金型保管コストや取引コストの増加（原則1億円以上）が見込まれること <p>※お借入の申込みに際し、当金庫所定の計画書をご提出いただきます。</p>
貸出金額	原則1億円以上 ただし、要件①～②の資金影響見込み額の範囲内とします。
貸出期間・形式	長期：7年以内（期日一括償還） 短期：1年以内（コミットメントライン、更新オプションあり）
金利	当金庫所定の利率を適用いたします。
担保・保証	個別の審査により条件を提示いたします。

※審査の結果によっては、ご希望に添えない場合があります。

【参考：運用基準等改正の主な内容】

(1) 「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正（公正取引委員会）

- ・親事業者による違反行為事例が追加されました（66 事例→改正後 141 事例）。
- ・具体的には、合理性のない定期的な原価低減要請（買ったたき）や、金型・治具の無償保管や労務の無償提供にかかる要請（不当な経済上の利益の提供要請）等が、違反行為事例として追加されています。

(2) 「下請中小企業振興法に基づく振興基準」の改正（中小企業庁）

- ・下請事業者の生産性向上への協力や、労務費上昇分を配慮した取引価格等の決定、サプライチェーンでの取引適正化等が、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行として追記されています。

(3) 通達「下請代金の支払手段について」の改正（中小企業庁・公正取引委員会）

- ・「極力、現金払いによる」との原則に変更はありません。
- ・下請事業者側の手形等現金化に伴う割引料負担への配慮、手形等サイトの段階的な短縮（将来的には 60 日以内に設定）に努めることが要請されています。